

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪高裁）・第1回期日（2022年12月23日）に提出された証拠です。

## 陳 述 書

2022（令和4）年11月30日

大阪高等裁判所 第14民事部B3係 御中

氏 名 坂田 麻智

氏 名 SAKATA THERESA EVELYN

1 控訴人の坂田麻智と坂田テレサです（以下、それぞれ「麻智」と「テレサ」といいます。）。私たちは14年人生を共にしています。人権救済申立から7年、大阪地裁に提訴してから3年半が経ちました。提訴時点で家族2人+愛犬1匹（名前はロージーといいます。）だった生活から、今年8月には娘が生まれ、家族3人+ロージーになりました。娘の名前は■■■■（■■■■）と名付けました。子どもについては、授かれるのであればほしいと思っていました。

2015年に結婚披露パーティを京都で開催した際は、「できれば3人くらいほしいなあ」と皆さんの前でお話しました。それから今まで、まずは年齢の高い麻智から何回かトライは重ねてきましたが、ドナーを見つけることは容易ではなく、また、日本では原則同性カップルの不妊治療は認められておらず、病院に通うというハードルも高かったため、気が付けば私はもう42歳で、テレサも38歳になっていました。これが最後のチャンスかもしれないと、信頼あるゲイの友人に精子提供をお願いし、テレサでトライすることにしました。そのゲイの友人には、テレサも高齢出産といわれる年齢なので、そんなにすぐには授からないだろうから長丁場になるかもしれないこと、排卵のタイミングでお願いすることになるので急な連絡になるであろうこと、一緒に病院に行ってもらった必要性がでてくるかもしれないこと等を伝え、もし授かることができたならば、子どもとどこまで関わりたいかを話し合いました。

幸運にも■■■■は、自宅での最初のトライで授かりました。本当に奇跡が起こったと思いました。妊娠が判明したのは12月後半でしたが、病院で医師から「おめでとうございます」と伝えられ、超音波画像に映るまだ米粒もないくらいの姿が我が子だと知らされました。ついに子供を授かることができたのだと、嬉しい気持ちもありましたが、その時はまだまだ実感もなく、信じられない気持ちでいっぱいだったことを覚えています。その後は、必ず2人一緒に妊婦検診に通い、お腹の中で成長していく我が子を見守りながら、

お腹の中に私たちの子どもがいる、私たちは親になるんだ、ということを実感していきました。

- ただ、私たちは日本では結婚できません。結婚できないということは、どんなことになってしまうのか、産まない側は親になれるのか、子どもに不利益はないのか等、不安だらけでした。■が生まれる前に、私たちの位置づけはどうなるのかを明確にしておきたかったので、仕事の休みをもらい、病院からもらった出生届を持って、二人で京都の法務局に確認に行きました。出生届には「記載にご不明な点があれば、役所または法務局にご連絡ください」と書いてあったからです。その日法務局に行くと、担当者は電話中で対応できないとのことで、窓口の方に「私たちは同性カップルでアメリカでは正式に結婚している。今度子どもが生まれるが、出生届にどう記載すればどうか教えてほしい。できれば書面で回答をいただきたい。」と伝え、後日電話で折り返してもらうことになりました。

2日後くらいにお電話をいただきましたが、結果、母のところにはテレサの名前を記載する、そして、非嫡出子にチェックをいれる、麻智の名前はどこにも記載できない、ということが伝えられました。「つまり、シングルマザー扱いになってしまう、私（麻智）に親権はないということですか？」と聞くと、「そうです」ということでした。「なぜ私は名前を記載できないのか」と尋ねると、「日本では同性同士で結婚できないので記載できない。認知届を出せば記載できるが、産む側は女性であることが明確なので、女性は認知届を出せない」と言われました。また、外国人のシングルマザー扱いになるということは、生まれてくる子供は母親の国籍になり日本国籍はとれないことも伝えられました。「どうすれば私は親になれるのか」と聞くと「今の日本では養子縁組をするしかない。ただそうすると、テレサさんから親権はなくなる。また、麻智さんが子どもを養子縁組をしても国籍は変わらないので、

日本国籍を取得するには帰化するしかない。アメリカ国籍はなくなる」との回答でした。この電話での回答を書面でいただけないかとお願ひしましたが、書面で回答する義務はないのでと拒まれました。

もし男女の国際カップルであれば、もちろん双方が親になれます。子どもの国籍も両親の国籍を少なくとも出生時にはダブルで取得することができます。ごくごくシンプルで簡単なことです。子どもの在留カードの手続きも、本来であれば必要ないはずですし、他の手続きもスムーズにいくでしょう。それなのに、私たちは同性カップルという理由だけで、何一つ実現できません。麻智は子どもに対して親権はなく、子どもは日本国籍を取得できません。また、麻智が子どもを養子縁組したら、今度はテレサが親権を失うことになります。男女カップルであれば、何の障壁もなく、当たり前と与えられる親権と国籍が、私たちはどんな手段を使っても男女カップルと同じ状況にはもっていけないのです。結婚できないことの不利益が私たちだけでなく、子どもにまでいってしまう。悲しみと同時になぜ私たちは通常プロセスから除外されなければならないのか、なぜ等しく扱ってもらえないのか、という怒りを覚えました。

- 次に、会社に育休制度を確認しました。麻智が勤める会社では、同性カップルも結婚に相当する関係と認めておりますので、制度として育休を取得できることは確認できました。ただ、どの会社の育休制度もそうですが、その間の給与（会社から支払う給与）は無給という制度です。ただし、国から休業開始時賃金の67%が育児休業給付金として支給されます。私たちの場合、実母であるテレサは給付金が支給されますが、結婚できないことで麻智は親として認められないので、国からの給付金は出ないことがわかりました。結果、麻智は育休をとることはできますが、国からの給付金ははず無給になってしまうため、実質とれない、という状況です。ここでも障壁となっている

のは、同性同士の結婚を認めていない国の制度です。なぜ私たちだけ除外されなければならないのでしょうか。なぜ男女カップルと等しく扱ってもらえないのでしょうか。

- 4 ■■■は無事8月に生まれ、区役所に出生届を持っていきました。出生届については、前述の通り、麻智の名前を記載することはできませんでした。それだけでも本当に悲しく、悔しいことなのに、外国籍の子どもという扱いになるため、ローマ字のみの登録で、漢字の登録はできませんでした。

■■■という名前も漢字も、2人で話し合い、熟考してつけた名前です。子どもを持つ親なら、どういう思いや願いを込めて名前をつけたのか、よく理解いただけたと思います。ですが、登録できたのはローマ字で Sakata ■■■でした。■■■という名前は、テレサ側の親戚も発音しやすい名前であること、ジェンダーニュートラルな名前であること、フルネームでのバランスがいいこと等を条件に、あらゆる名前を二人で考えました。最終的に■■■になりましたが、「■■■」という漢字はテレサが「麻智のお母さんから1文字もらいたい」と言ってくれたので、「■■■」という漢字にし、「■■■」は「ものごとの始まり」や■■■そのものを意味する漢字「■■■」にしました。「■■■」には周囲の人を大切にできる人になってほしいという願いを、「■■■」は人のつながりを大切にしながら、新しいことにどんどん挑戦してほしい、という願いを込めて「■■■」にしました。しかし、役所からくる書類、在留カードに記載されている名前は、ローマ字記載しかありません。正式書類に漢字名の登録ができない、男女カップルであれば、気にもとめないところです。ですが、私たちにはそんな当たり前なことさえできませんでした。なぜこんな不当な扱いを受けなければならないのでしょうか。同性愛者に生まれた私たちが悪いのでしょうか。私たちはこの怒りをどこにぶつければいいのでしょうか。

5 これら私たちがうけた不当な扱いは、ルールだから仕方がないのでしょうか。人を平等に扱わないルールこそ変えていくべきではないのでしょうか。私たちが受けた不当な扱いは、法律を変えることで解決することができます。それなのに国は「想定していない」という一言で私たちの存在を無視し続け、排除し続けています。

2019年、野党は同性同士の結婚を法制化する民法の改正案（通称：婚姻平等法案）を衆議院に共同で提出しましたが、与党が反対し可決には至りませんでした。その後国会では、野党から法制化について何度か質問がされていますが、自民党政権は一貫して「我が国の家族のあり方の根幹に関わることなので、極めて慎重な検討をする必要がある」との答弁を繰り返し、議論を始めようとさえしません。5年に一度行われる国勢調査にも、同性カップルは排除されており、国は実態を把握しようとしません。また、未だに政治家から信じられないような差別発言もとんできます。今年の7月には、自民党の国会議員が参加する会合で神道政治連盟が「同性愛は精神障害、または依存症」などといった非科学的で差別的な内容の冊子を配布していたことも明らかになりました。

私たちがそんな国や政治家の態度から受け取るメッセージは、「君たちの存在は認めない。差別はし続ける。」ということです。私はこういった国の態度に悪意さえ感じます。

そんな状況でも、私たちは支えあい、周囲の助けもあり、なんとか腐らずに生きていくことができますが、いつまで我慢すればいいのでしょうか。私たちの生活は続いていて、家族構成も変わり、だんだんと年もとっていきます。平等に扱ってもらえないことは、人の命にもかかわることであり、一刻の猶予ありません。結婚という選択肢を奪われていることで、本来であれば不要であることに労力、時間、お金をかけなければならないこと、またその精神的・金銭的負担も非常に大きいものがあります。

同性愛者に生まれただけで、なぜこのような負担を強いられなければならないのでしょうか。私たちが等しく扱われていないこの現状が続いているのは、この深刻な人権侵害に向き合おうとせず、放置し続けている国の責任です。

6 なぜ「同性婚ができないのか」という問いは、私たちだけの問いだけではありません。

近所に住む中学一年生のYくんは、大阪地裁判決後、その内容に相当怒っていました。彼は言いました。「法律は人を縛るためのものではなくて、守るためのものではないでしょうか？なぜ違憲判決が出なかったのか、理解できない。中学生が裁判官をした方がいい。」と。法務省キッズルームサイトにもこう書いてあります。「法は私たちをしあわせにしてくれるもの」と。

彼は学校で、LGBTQに対する差別・偏見はいけないことだと学んだそうです。一方で国は、当事者を無視し続け制度上の差別を解消しようとしません。同性婚ができると子どもが混乱すると保守派からよく聞きますが、子どもたちを混乱させているのはどちらでしょうか。本気で差別・偏見を無くそうとするのであれば、まずは制度上の差別をやめ、平等な取り扱いにすることがなにより重要です。

大阪地裁判決後、ある高校生からも連絡がありました。学校で課題レポートがあり、同性婚をテーマにしたいので、お話を聞かせてもらえないか、ということでした。彼女から私たちに最初に投げかけられた質問はド直球なもので「なぜ、同性婚ができるようにならないのか」でした。続けて彼女は言いました。「友達にもセクシャリティをオープンにしている当事者がいる。学校でいじめられてたりはしてないけど、将来友達が悲しむ顔は見たくない。」友達の将来を心配する切実な声でした。

彼、彼女の声からもわかるように、婚姻の平等が実現されないのは、当事

者だけの問題ではありません。自分とつながる誰かが差別を受け続けている、そんな社会であってほしくない、と強く思っているのです。5年も経てば、Y君は成人になっているし、高校生の彼女は社会人になっているかもしれません。彼らが社会に出た時、人権意識が乏しいこの国の実態にがっかりしてほしくありません。

そのためには今、今すぐ法律の是正が必要です。法務省キッズルームサイトにはこうも書いています。「法は、もともと、私たちひとりひとりが、お互いの個性を認め合い、協力し合いながら、生きていくためのルールです。私たちの権利をまもり、私たちが守らなければならないことを明らかにすることによって、誰もが自由に活動することができ、生活をより豊かにすることが法なのです。」と。この言葉が、一刻も早く体現されるよう、裁判所からも後押しが必要です。

- 7 繰り返しになりますが、差別や偏見をなくすためには、どんな性的指向で生まれても、選択肢を奪わない、平等な法律が必要です。行政や企業は国が何もしないがため、彼らができる範囲で、私たちをなるべく等しく扱えるよう制度をアップデートしています。しかし、国だけが問題を直視せず放置し続けています。

裁判官の皆様におかれましては、事実と倫理に基づいて、私たちのおかれている状況が平等原則に反していないのか、その状況を把握しようとも是正しようとしめない国の責任は本当はないのか、ということ、人権の最後の砦として、判断いただきたいと思います。大阪地裁判決では、裁判所さえ差別を容認するのかと絶望をみました。今度こそ、日本の司法は機能している、差別は容認しないという姿勢を明確にしてください、明日への希望につながる判決になることを心から願っています。

以上